



いじめ及び体罰等の未然防止・早期発見・早期対応について(お願い)

いじめ防止対策推進法が9月28日施行されました。本法の基本理念は「いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係することに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。」ということです。そして、「学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。」となっています。

また、「学校は、いじめ防止基本方針または地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実態に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」となっていますが、県による地方いじめ防止基本方針が未だに示されておりませんので、本校としての基本方針をお知らせすることができません。

本来ならば、基本方針に基づく諸施策についてお示しすべきところですが本件は喫緊の課題でありますので、まずは可能なところからお知らせしご理解ご協力いただき、いじめの未然防止、早期発見・対応、早期解決に努めてまいりたいと思います。また、教職員による体罰や不適切な指導についても、その根絶に向けて、未然防止・早期発見・早期対応に努めてまいりますので併せてご協力の程をよろしくお願い申し上げます。

参考に、いじめ防止対策推進法の第九条(保護者の責務等)も掲載しましたので、ご理解ご協力の程重ねて申し上げます。

記

- 1 いじめ(インターネットを通じて行われるものを含む)防止のため
 - ・ 道徳教育及び体験活動等はいじめ防止の観点から充実・強化します。
 - ・ 特別活動等、特に児童会活動などの児童の自主的活動への支援、児童や保護者への啓発を頻繁に行います。
- 2 いじめ早期発見のため
 - ・ 児童への、年6回の定期的な調査、及び必要に応じた臨時的調査を行います。
 - ・ 児童・保護者の相談(体罰も含む)を受け付けるため、東西の昇降口に「おしえて(ください)ポスト」を設置します。専用の用紙を用意しますが、用紙は自由です。様式も自由ですが、早期対応・解決のために必ず記名をお願いいたします。記名による不利益防止を厳守します。
 - ・ 電話や訪問による相談(体罰も含む)窓口は教頭です。教頭にお知らせください。上記同様、お名前もお知らせください。

3 いじめ防止・対策委員会の設置

- ・ いじめ防止や相談に対する調査、いじめの早期解決のため、校内に「いじめ防止・対策委員会」を設置し対策を協議するとともに、必要に応じて心理・福祉等に関する専門家の指導・助言を得て必要な措置を講じます。

4 いじめに対する措置

- ・ いじめに係る通報・相談を受けたときや児童がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、その事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告します。
- ・ いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、またその再発を防止するため、複数の教職員によって、心理・福祉等に関する専門家の協力を得ながら、いじめを受けた児童（保護者）に対する支援及びいじめを行った児童に対する指導（保護者に対する助言）を継続的に行います。
- ・ いじめを行った児童等に対して、いじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせるなど、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して学習できるようにするために必要な措置を講じます。
- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察署と連携してこれに対処し、児童等の生命、身体等に重大な被害が生じる恐れがあるときは直ちに警察署に通報し、適切に、援助を求めます。

※ 保護者の責務等（『いじめ防止対策推進法』第九条より）

- ・ 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
- ・ 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。
- ・ 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。